

# 白岡市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

民法の一部改正に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことから、連帯保証人の要件を定めた白岡市入学準備金貸付条例第4条について改正するものである。

## 2 改正の概要

### 第4条関係（連帯保証人）

白岡市入学準備金貸付にかかる連帯保証人の要件について、民法で成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことから、「満20歳」を「満18歳」に改正するものである。

## 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行する。